

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## 第1回会合議事録

1. 日時 平成23年11月21日(月) 10:00~12:11
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
  - (1) 小泉委員長挨拶
  - (2) 専門委員の紹介
  - (3) 専門調査会の運営等について
  - (4) 座長の選出
  - (5) 平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
  - (6) 平成23年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
  - (7) その他
4. 出席者
  - (委員)

早川座長、阿南専門委員、石井専門委員、江森専門委員、生出専門委員、大瀧専門委員、鬼武専門委員、廉林専門委員、唐木専門委員、小泉専門委員、小出専門委員、近藤専門委員、酒井専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、局専門委員、中本専門委員、菰澤専門委員、山田専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員
  - (専門参考人)

中村専門参考人、服部専門参考人
  - (食品安全委員会委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員
  - (事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官
5. 配布資料
  - 資料1 専門委員職務関係資料
  - 資料2-1 平成23年度において企画等専門調査会に調査審議を求める事項

- 資料 2 - 2 企画等専門調査会の年間スケジュールについて
- 資料 3 平成 23 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について  
(案)
- 資料 4 - 1 平成 23 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料 4 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定)
- 資料 4 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項(平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定)
- 資料 4 - 4 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の進捗状況(概要)  
(案)
- 資料 4 - 5 平成 23 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)
- 資料 4 - 6 平成 22 年度「自ら評価」案件「加熱時に生じるアクリルアミド」の進め方及び進捗状況について
- 資料 4 - 7 平成 22 年度「自ら評価」案件候補の情報提供について
- 資料 4 - 8 平成 22 年度「自ら評価」案件候補のファクトシート作成等のスケジュール及び進捗状況について
- 資料 5 緊急時における食品安全委員会の対応について

## 6. 議事内容

○井原総務課長 おはようございます。近藤専門委員が遅れておられますが、定刻になりましたので、ただいまから第1回企画等専門調査会を開催いたします。

事務局総務課長の井原と申します。よろしくお願いいたします。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行させていただきます。

### (1) 小泉委員長挨拶

○井原総務課長 それでは、本日は企画等専門調査会の第1回会合に当たりますので、初めに小泉食品安全委員会委員長よりごあいさつがございます。委員長、よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 おはようございます。座ってあいさつさせていただきます。

このたびは本務がお忙しい中、食品安全委員会の専門委員をお受けいただきまして、まことにありがとうございました。既に内閣総理大臣より平成23年10月1日付で、食品安全委員会専門委員として任命書がお手元に届いているかと存じますが、所属する専門調査会は委員長が指名することになっておりますので、先生方には企画等専門調査会の専門委員としてお願いすることといたしました。専門家としてのすぐれた御見識を食品安全委員会の運営に生かしていただけることはまことに心強い限りです。どうかよろしくお願いいたします。また、本日は同専門調査会の調査審議に御助言いただく専門参考人としてお二方をお招きしております。

企画等専門調査会は、これまでの企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会の3専門調査会を統合したものでございます。食品安全委員会の年間の運営計画の策定やそのフォローアップ、国民の皆様へのわかりやすい情報提供などのリスクコミュニケーションのあり方など、幅広い事項について御審議いただく予定でございます。

食の安全につきましては昨今、国民の関心が非常に高い中、食品安全委員会の立場や役割につきましては、いま一つ、皆様に周知されていないところがございます。先生方には食品安全委員会が国民の健康を守る上で、極めて重要な責務を担っていることを国民の皆様にご理解いただけるよう、専門的な見地から食品安全委員会のあり方、運営等についてぜひとも活発な御議論をお願いいたしたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 どうもありがとうございました。

次に、本日、席上に配付しております資料の確認をお願いいたします。議事次第と座席表及び専門委員名簿のほか、全部で13点ございます。ちょっと多くなりまして恐縮でございますが、まず、資料1が専門委員職務関係資料、それから資料2-1が平成23年度において企画等専門調査会に調査審議を求める事項、資料2-2が企画等専門調査会年間

スケジュールについて、それから資料3が平成23年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告(案)についてでございます。それから資料4-1から4-5までがいわゆる「自ら評価」案件に関する資料でございます。よろしいでしょうか。それから資料4-6が22年度「自ら評価」案件のアクリルアミド関係の資料、それから資料4-7が平成22年度「自ら評価」案件候補の情報提供について、資料4-8がファクトシート作成等のスケジュール及び進捗状況について、それから資料5が緊急時における食品安全委員会の対応についてでございます。よろしいでしょうか。

## (2) 専門委員の紹介

○井原総務課長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、専門委員の紹介についてでございます。私のほうからお名前の五十音順に御紹介をさせていただきますので、一言、自己紹介をお願いできればと思います。

まず、阿南久専門委員でございます。

○阿南専門委員 全国消費者団体連絡会の事務局長を務めております阿南と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井原総務課長 それから、石井克枝専門委員でございます。

○石井専門委員 千葉大学教育学部に所属しております石井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井原総務課長 続きまして、江森孝至専門委員でございます。

○江森専門委員 フード連合の江森と申します。フード連合は約300の労働組合、10万4,000人の組織、食品製造業を中心にした産業別労働組合です。働く側の視点から議論に参加をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○井原総務課長 続きまして、生出泉太郎専門委員でございます。

○生出専門委員 日本薬剤師会副会長の生出と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○井原総務課長 大瀧直子専門委員でございます。

○大瀧専門委員 大瀧でございます。つくば市に住んでおります主婦でございます。食品安全委員会のモニターを6年間させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○井原総務課長 鬼武一夫専門委員でございます。

○鬼武専門委員 日本生協連の鬼武です。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 廉林秀規専門委員でございます。

○廉林専門委員 東京都で食品衛生を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 唐木専門委員はちょっと遅れていらっしゃるようです。続きまして小泉淑子専門委員でございます。

○小泉専門委員 弁護士の小泉淑子でございます。食品安全委員会設置の当初から緊急時対応専門調査会で専門委員として関与させていただきました。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 続きまして、小出薫専門委員でございます。

○小出専門委員 株式会社明治の小出でございます。現在は品質本部長という職をやっております。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 続きまして、近藤康子専門委員でございます。

○近藤専門委員 初日からおくれまして失礼いたしました。近藤でございます。日ごろは食品メーカーに勤めておりますけれども、こちらの委員会では消費生活アドバイザーということで、より生活者視点に立った研究を御一緒にさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 酒井健夫専門委員でございます。

○酒井専門委員 日本大学の酒井です。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 迫和子専門委員でございます。

○迫専門委員 社団法人日本栄養士会の専務理事を務めております迫でございます。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 高岡慎一郎専門委員でございます。

○高岡専門委員 日本フードサービス協会の理事をやっております高岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 局博一専門委員でございます。

○局専門委員 東京大学の局です。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 中本絵里専門委員でございます。

○中本専門委員 中本絵里でございます。公募で参りました。いつもは管理栄養士をしております。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 蕪澤芳子専門委員でございます。

○蕪澤専門委員 おはようございます。JA全国女性組織協議会理事の蕪澤芳子と申します。全国には72万人の仲間がいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 早川堯夫専門委員でございます。

○早川専門委員 近畿大学の早川でございます。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 山田祥男専門委員でございます。

○山田専門委員 イトーヨーカ堂で品質管理を担当しております山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 山根香織専門委員でございます。

○山根専門委員 主婦連合会会長の山根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 山本唯子専門委員でございます。

○山本専門委員 おはようございます。消費科学連合会の山本でございます。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 渡邊治雄専門委員でございます。

○渡邊専門委員 国立感染症研究所の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、唐木専門委員がお越しになりましたのでよろしくお願いいたします。

○唐木専門委員 遅くなってすみません。倉敷芸術科学大学の唐木でございます。倉敷から1便の飛行機で来てもこの時間になってしまうので、遅くなって申しわけありません。食品安全委員会では肥料飼料専門調査会の座長、それから、今、ここと合併しましたリスクコミュニケーション専門調査会に属しておりました。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 どうもありがとうございました。

また、本日は石川専門委員、それから堀口専門委員が欠席されております。

なお、任期は平成25年9月30日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど小泉委員長からごあいさつをいただきましたが、本日は食品安全委員会から5名の委員の皆様にも御出席いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

先ほどごあいさついただきました当調査会主担当の小泉委員長でございます。

○小泉委員長 よろしくよろしくお願いいたします。

○井原総務課長 委員長代理の熊谷委員です。

○熊谷委員 熊谷です。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 それから、長尾委員でございます。

○長尾委員 長尾です。

○井原総務課長 それから、廣瀬委員でございます。

○廣瀬委員 廣瀬です。よろしくお願いいたします。

○井原総務課長 野村委員でございます。

- 野村委員 よろしくお願ひします。
- 井原総務課長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。  
事務局長の栗本でございます。
- 栗本事務局長 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 井原総務課長 次長の中島でございます。
- 中島事務局次長 よろしくお願ひいたします。
- 井原総務課長 評価課長の坂本でございます。
- 坂本評価課長 よろしくお願ひいたします。
- 井原総務課長 勧告広報課長の北池でございます。
- 北池勧告広報課長 よろしくお願ひします。
- 井原総務課長 情報・緊急時対応課長の本郷でございます。
- 本郷情報・緊急時対応課長 よろしくお願ひいたします。
- 井原総務課長 リスクコミュニケーション官の新本でございます。
- 新本リスクコミュニケーション官 よろしくお願ひします。
- 井原総務課長 どうもありがとうございました。

### (3) 専門調査会の運営等について

○井原総務課長 それでは、次に専門調査会の運営についてでございます。お手元の資料1をごらんいただきたいと思ひます。大部になりますので、ポイントだけ説明をさせていただきます。資料1の専門委員職務関係資料でございます。

1 ページ、食品安全基本法についてということでございますけれども、まず、第1条に目的規定が書かれております。第11条にリスク評価の実施についての規定がございます。



めくっていただいて 2 ページの第 11 条第 3 項にリスク評価の考え方、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行わなければならないという旨の規定がございます。

それから、3 ページに第 12 条、リスク管理措置についての規定でございますが、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これを行わなければならないという旨の規定がございます。

それから、1 ページめくっていただきまして委員会の所掌が、第 23 条第 1 項に書いてございます。その第 2 号、前項第 2 号の規定、すなわち、リスク管理機関からの諮問に応じて、あるいは本日、審議いただきますけれども、自ら食品健康影響評価を行うことが所掌事務として書かれております。それから、第 3 号、第 4 号で関係機関に対する勧告、第 5 号で関係行政機関の長に意見を述べること、それから、第 6 号で科学的調査・研究の実施、第 7 号でリスクコミュニケーションについての所掌事務の規定がされております。

それから、8 ページをごらんいただきたいと思います。8 ページの 5 の専門委員というところでございますけれども、第 36 条に専門委員の規定が置かれております。その第 2 項、学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する、それから、第 4 項で専門委員は非常勤とする旨等の規定が置かれております。

それから、10 ページが表でございましてけれども、既に御存じのことと思っておりますけれども、リスク評価、リスク管理の分類、それから、リスクコミュニケーションの実施ということが書かれております。

それから、15 ページ、食品安全委員会専門調査会運営規程でございますが、第 2 条に専門調査会の設置等の規定がございまして、第 1 項で別表の左欄に掲げる専門調査会を置きということで、17 ページの別表の冒頭に企画等専門調査会の規定がございまして、右側が所掌事務でございまして、10 月に 3 専門調査会が統合されておりますが、その旧調査会の所掌事務を統合した規定が右の欄に書かれております。

それから、20 ページ、委員会の公開についての規程がございまして、基本的に親委員会、食品安全委員会の公開と同じ考え方をとっております。委員会は原則として公開する、議事録等についても原則として公開する旨が、規程されております。

それから、次のページ、21 ページ以降、専門調査会の調査審議以外の業務について、21 ページにリスクコミュニケーションの関係等々、それから、24 ページ、調査・研究企画調整会議の関係等々が書かれております。

それから、27 ページ以降、本日、調査審議いただきます自ら評価関係の作業の進め方について書かれております。これをフローでまとめたものが 30 ページにございます。後で詳しく御説明をいたしますけれども、一般的には一般からの募集、食品安全モニター等からの情報を集めまして、事務局で対象候補を整理いたします。それで、当調査会で評価対象候補の絞り込みを行っていただきまして、それを食品安全委員会で審議をしていただきます。最終的に決定されたものについて、自ら評価の案件とするか、あるいはファクト

シートの作成をするか、Q&Aの作成をするか等々といった形で国民等へ還元をしていくという流れになっております。

それから、次の 31 ページが緊急時対応において期待される役割ということで、具体的な緊急時対応のあり方につきましては、旧緊急時対応専門調査会で緊急時対応マニュアル等を策定してきております。専門調査会におきましても、緊急時対応についてはいろいろ御協力をいただきたいと思いますと思っております。

それから、34 ページ、専門委員の服務について書かれております。先ほど申しましたように専門委員は非常勤の国家公務員になりますので、国会公務員法の関係規定の適用があります。服務の根本基準、法令順守義務、それから、35 ページに信用失墜行為の禁止、100 条の守秘義務、それから 101 条の職務専念義務等々が規定をされております。

それから、35 ページの一番下の「なお」のところでございますけれども、この調査会以外の場で、個人としていろいろ個人的見解を表明される機会等があるかと思っておりますけれども、それを表明したこと自体は、ここに書かれている国公法の規定違反等になるわけではございませんが、当委員会あるいは食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないように、よろしく御留意をお願いしたいと思っております。

それから、38 ページ、食品安全総合情報システムについて書かれております。食品安全委員会においては、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、食品安全関係情報、会議資料、Q&Aあるいは評価書、研究情報、調査情報といったものをホームページを通じて情報提供しております。

資料 1 の説明については以上でございます。

それから、続きまして資料 2-1、平成 23 年度において企画等専門調査会に調査審議を求める事項ということで、4 点、書いております。1 が 22 年度の運営計画のフォローアップ等々、それから、2 が自ら評価案件の選定について、3 が運営計画実施の中間報告について、4 が 24 年度の運営計画についてです。本日は 2 と 3 について調査審議をお願いしたいと考えております。

それから、資料 2-2 でございます。当専門調査会の年間を通じたスケジュールとして、基本的に 6 月、それから、7 月～10 月に 1 回、それから、11 月、それから、年明けの 2 月ということで、全部で基本的に 4 回調査審議をお願いしたいと考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、専門調査会の運営等についての説明をいたしました。何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。また、後ほど御質問等がありましたら、事務局にお問い合わせいただきたいと思います。

それでは、只今、説明した内容について御確認いただいて、専門委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### (4) 座長の選出

○井原総務課長 続きます、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと考えております。座長の選出につきましては、先ほど御説明しました専門調査会運営規程第2条第3項におきまして、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すると規定」されております。互選ということでございますけれども、いかがでございますでしょうか。唐木専門委員、お願いいたします。

○唐木専門委員 これまでの経験を大変豊かにお持ちの早川委員をお願いしてはどうかと思います。

○井原総務課長 そのほかございますか。渡邊専門委員、お願いします。

○渡邊専門委員 同じく前企画調査専門委員会の座長の早川先生をお願いしたいと思いません。

○井原総務課長 そのほか、御推薦等はございますでしょうか。

それでは、ただいま唐木専門委員、それから渡邊専門委員から早川専門委員を座長にという御推薦がございましたけれども、いかがでございますか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に早川専門委員が互選されました。それでは、早川専門委員、恐縮ですけれども、座長席のほうをお願いいたします。

それでは、早速ですが、座長から、一言、ごあいさつをお願いいたしたいと思えます。

○早川座長 改めまして早川でございます。これまで企画専門調査会の座長を務めてまいりましたけれども、新たに発足しましたこの企画等専門調査会は、リスクコミュニケーション、それから緊急時対応の課題もあわせて取り扱うということで、ますます責任が重いというふうに感じております。至らぬ点多々あることと存じますけれども、専門委員の先生方の御協力を得ながら、内容のある調査審議に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○井原総務課長 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、早川座長をお願いいたしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○早川座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきますが、まず、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項というのがございます。ここには座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその

職務を代理するとございます。この規定に従いまして、私のほうから座長代理として局専門委員、それから阿南専門委員を御指名させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、局専門委員、阿南専門委員を座長代理として指名させていただきます。職務を代理する順番につきましては、局専門委員、阿南専門委員の順でお願いいたします。

次に、この専門調査会は非常に多岐にわたる事項を調査審議するというところでございますので、スーパー、外食産業、食品製造業など生活に関連する産業に精通されており、UIゼンセン同盟常任中央執行委員をされております中村善雄氏、それから、農薬あるいは飼料添加物などの生産素材・資材に関しまして専門的知見を有する方といたしまして、日本曹達株式会社の常任顧問をされております服部光雄氏に、それぞれ専門参考人として当専門調査会に御出席いただきたいと思っておりますけれども、皆様、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、中村善雄専門参考人、それから、服部光雄専門参考人、どうぞよろしく願いいたします。

#### (5) 平成 23 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

○早川座長 それでは、まず、議題にあります平成 23 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告についての審議を行いたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、お手元の資料 3 に基づきまして御説明いたします。23 年度運営計画の実施状況の中間報告についてということでございます。基本的に 10 月 31 日現在の情報に基づいて整理をいたしております。

1 ページあけていただきまして目次のところを御覧いただきたいと思います。第 1、運営の重点事項から第 9 まで、全部で 9 の柱がございますので、それに沿ってポイントだけを簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、1 ページの委員会の運営の重点事項でございますけれども、下の記載事項左のところの 3 の (1) でまずリスクコミュニケーションを的確に実施することが重点事項として記載されています。それから、(2) といたしまして収集・分析した科学的情報や調査・研究結果の有効活用等により、食品健康影響評価を効果的・効率的に実施すること、それから、評価案件決定プロセスへの国民の不安感等の反映、評価案件以外の情報提供等について体系的に実施すること、それから、施策の実施状況の監視等を活性化すること等々、それから、3 点目の重点事項といたしまして、食品安全行政の国際化の進展にも鑑みて、国際機関との連携、海外への情報発信等の対応をあわせて行うこと、この 3 点が重点事項として記載されております。

それから、1 ページおめくりいただきまして、第 2、委員会の運営全般についてでござ

いますが、2 ページの右側の実施状況として、4 月から 10 月まで委員会を 29 回、開催しております。それから、企画等専門調査会でございますけれども、先ほど御説明しましたように 3 専門調査会が 10 月 1 日に統合されておりますが、それ以前につきましては企画専門調査会、緊急時対応専門調査会を 1 回、それぞれ開催しております。

それから、2 ページ目の一番下のところ、食品健康影響評価に関する専門調査会の開催について、評価の迅速化・質の向上を図るということが計画に盛り込まれておりますが、専門調査会の開催については各専門調査会を計 74 回、開催しております。

それから、3 ページ右側の②のところ、調査審議の効率化ということで実施状況を書いておりますが、その中では専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会において評価していること、それから、複数の専門調査会を有機的に連携をさせて調査審議を行い、調査審議の効率化を図ってきていることを記載しております。

それから、1 ページめくっていただきまして、第 3 の食品健康影響評価の実施についてでございますが、1 の (1) のところに、平成 22 年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、原則として 23 年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努めることを計画に盛り込んでおります。その実施状況については、これまでのリスク評価対象案件数は 1,615 案件で、うち今年度に評価依頼のあった案件は 106 件に対しまして、評価が終了した案件、自ら評価案件も含まれますが、1,072 案件で今年度に評価を終了した案件が 68 件という状況にあります。評価の実施状況につきましては、調査審議の透明化を可能な限り確保する観点から、審議内容等のホームページへの公開に努めてきております。

それから、5 ページ、いわゆる企業申請案件、(2) でございますが、これについては要請事項の説明を受けた日から 1 年以内に結果を通知するように努めるものとする記載されております。これについての実施状況でございますが、22 年 1 月 1 日以降に要請事項の説明を受けた 142 品目のうち、これまで 62 品目について評価を終了し、結果を通知しております。その他、いわゆるポジティブリスト関係、それから、国際汎用添加物について、対応してきているところでございます。

それから、6 ページ、2、評価ガイドラインの策定については、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドライン策定に向けての検討を行ってきているところでございます。

それから、3 の自ら評価案件についてでございますが、先ほどフローで御説明しましたように、自ら評価の選定、それから、ファクトシートの作成等々、作業を進めてきているところであります。

それから、7 ページ、調査及び研究の活用に関しまして、23 年度の新規食品健康影響評価技術研究については、別添の資料 1、22 ページに一覧表を掲載しております。4 領域の 7 課題を研究課題として、そのうち自ら評価案件として 2 件を選択しております。

それから、8 ページに、自ら評価案件に係る食品健康影響評価の実施について、①の食

中毒原因微生物に関する食品健康影響評価から、以後、10 ページの⑧アクリルアミドに関する食品健康影響評価についてまで記載しております。これについては後ほど一覧表を作成しておりますので、自ら評価案件の調査審議の中で詳しく御説明したいと思います。

それから、11 ページ、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視について、4 月に厚労省、農水省、消費者庁及び環境省に対して実施した調査の結果を 10 月 6 日の委員会に報告しております。その結果概要については、11 ページの右欄に書かれているとおりでございます。

それから、食品安全モニターからの報告について、4 月 1 日に新規モニターとして 235 名、それから、22 年度からの継続モニター 235 名、計 470 名に依頼をして活動を行っていただいているところでございます。

それから、12 ページ、食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進でございます。これについては先ほどごらんいただいた別添資料 1 に掲載しておりますが、4 研究領域の 7 課題を研究課題として採択しております。それから、21 年度、22 年度の採択の課題につきましては中間評価を実施し、その結果を踏まえ、資料 2 に掲載しております課題について継続実施としております。

それから、13 ページの (2) でございますが、22 年度に終了した研究課題について事後評価を適切に実施すること、それから、調査・研究合同成果発表会の開催あるいは委員会ホームページでの公表等により、研究成果の普及に努めるということを計画に盛り込んでおります。それについては 13 ページの右側のところがございますように、22 年度終了課題 7 課題について事後評価を実施し、ホームページで公開、それから、10 月 26 日に調査・研究成果発表会を開催しております。

それから、14 ページの 2 のところの食品の安全性の確保に関する調査の推進について記載しております。調査事業につきましては、別添資料 4、25 ページに掲載してございますが、4 課題について選定、調査を開始し、これまで 2 課題が終了しております。

それから、第 6 のリスクコミュニケーションの促進については、意見交換会の開催等を実施してきております。それについては 26 ページの別添資料 5 にありますように、意見交換会を全部で 14 回、開催しております。そのうち 8 回につきましては放射性物質に係るものでございます。それから、地方公共団体との共催により、参加者相互間で意見交換するフォーラム形式の意見交換会を 5 回、それから、専門家とのワークショップ形式の意見交換会を 3 回、それから、消費者団体と連携した意見交換会を 2 回、それから、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールを 1 回実施しております。それから、地方公共団体が実施する意見交換会等への講師派遣を 53 回実施しておりますが、そのうち 33 回が放射性物質に係るものとなっております。

そのほか、ホームページ、メールマガジンを通じた情報提供等を行ってきており、16 ページの右欄の上のほうにありますように、会員が 1 万人を突破しまして、原則毎週金曜日に 1 万 300 名の会員に対して情報発信をしております。それから、食品安全委員会の開

催案内、それから、意見等の募集等の当日分の新着情報を 560 名の会員に対し配信してきております。

それから、17 ページの (3) のところにございますように、食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの相談等への対応として、これは 8 月 31 日現在でございますが、1,260 件の相談、問い合わせを受け付けて、毎月、Q&A を作成し、ホームページに掲載をしてきております。

18 ページ、第 7 の緊急事態への対応については、東日本大震災への対応、それから、腸管出血性大腸菌による食中毒の発生への対応として、実施してきております。

それから、緊急事態への対処体制の整備については、9 月 2 日の旧緊急時対応専門調査会において、22 年度の対応訓練結果と、それから、東日本大震災への対応状況について検証し、今後の改善点等について検討を行ってきております。

それから、3 の緊急時対応訓練の実施については、23 年度の緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて緊急時対応訓練を行ってきているところでございます。

それから、20 ページ、第 8、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございますが、先ほど御説明いたしました食品安全総合情報システムを活用して、効果・効率的に情報提供等を行ってきております。

それから、最後の第 9、国際協調の推進については、国際会議等への専門委員等の派遣、外国政府機関、国際機関等との連携強化、海外への情報発信を行ってきております。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

中間報告ということでございますが、ただいまの御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。いかがでございでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○山根専門委員 ありがとうございます。主婦連の山根です。ちょっとお伺いしたいのですが、ことしは 3 月の大震災と原発事故がありまして、食品安全委員会でも評価作業等々、とても御苦労が多かったと思うのですが、ただ、最初の 1 ページの計画運営のところでは、現在までのところ、おおむね計画どおりの進捗状況となっているということで驚いたりもしたのですけれども、例えばリスコミ部会ですが、この後のページを見ますと、緊急時対応専門調査会が 1 回、9 月に開催とありますけれども、リスコミ専門調査会は開催はされなかったということなのではないでしょうか。そのあたり、ちょっとどうしてかなと思うのでお伺いしたいのと、例えば最初に食品安全委員会の職務のことのお話を先ほどいただきましたけれども、消費者庁ができてからリスコミの役割分担とか、その辺で何か違いですとか、連携のやり方の違いですとか、そういうこともあるのでしょうか。それもお伺いしたいと思います。最後に伺った、ことし、開催した意見交換会、これも食品と放射性物質の関係

では全国で8回ということなのですからけれども、少し少なくないかなというふうにも感じておまして、そのあたりもお伺いできればと思います。

○早川座長 いかがでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、事務局のほうからでございますけれども、まず、リスク専門調査会につきましては、3月30日に緊急時対応専門調査会と合同の関係で専門調査会を開催して以降は、おっしゃるとおり、開催には至ってございません。今回は原発対応ということで、3月の合同の専門調査会で専門委員の先生方から、事故についての進め方等について御意見をいただきまして、それを踏まえたリスクの実施ということで、4月以降、やってまいりました。4月以降も専門委員の先生方からは個別にリスクについての御意見なりもちょうだいいたしまして、そういった形で実施しながら御意見をいただくということで、会合という形には至っていなかったものでございます。そういう形でございます。

それからあと、3つ目の質問を先にお答えさせていただきますと、放射性物質の意見交換会につきましては、資料に載っておりますのは自治体との合同のものに限ったものでございますけれども、御説明にもありましたように、地方自治体あるいはその関係団体からの要請に基づいて、食品安全委員会から出向いて講演もしくは意見交換という形での回数もかなりやってございまして、全体で自治体と共催あるいは地方団体からの要請を踏まえたものも合わせますと、4月以降、今後の予定も含めると大体70回ぐらいございまして、そのうち50回ぐらいは現在、終わってございますけれども、そういう状況でございます。さらに、今後、関係省庁とも連携した形での意見交換会ということも、今、関係省庁と相談中ございまして、そういったものも今後、追加されて実施するようなことを考えているところでございます。

それからあと、消費者庁ができての関係でございますけれども、消費者庁のリスクに対する役割と申しますのは、政府関係機関、それぞれが例えば食品安全委員会はリスク評価に関するリスクコミュニケーション、厚生労働省等はリスク管理に関するリスクコミュニケーションということで、それぞれの役割に応じたリスクコミュニケーションの実施が必要なわけでございますけれども、消費者庁におきましては、これら政府の各機関のリスクコミュニケーションが総合的に推進するように、全体の調整を行うというような役割を持たされているところでございます。そういう意味では、食品安全委員会も従来からリスク評価を中心としたリスクコミュニケーションということでやってございまして、その点については変わらないのですけれども、全体調整の役割が食品安全委員会から消費者庁のほうに、今回、変わったということでございます。

関係省庁と、今、連携、情報共有しながら、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、それから私どもは定期的に情報共有しながら、総合的なリスクが推進できるように、今、や



っているところをごさいますて、引き続き、そういう形で新しい体制のもとでリスコミの推進を検討しているというような状況でございます。特に消費者庁も今回、放射能の関係ではさまざまな取り組みをやっているということで、それらについては関係省庁で共有しながら、できるだけ私どもも連携をとった形で、この点についても対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○早川座長 いかがでございますか。よろしいですか。

今の最初の御質問に関連して、非常にいろんなことを大震災以来、やられているということについては、ここに記載が明確に必ずしもなされていなかったもので、御質問も出たのではないかと思います。煩雑になるかもしれませんが、もし可能であれば、そういうことも盛り込んで報告書をつくっていかればいいのかというふうに思いました。いかがでしょうか。

○井原総務課長 わかりました。最終的に当年度の運営計画の実施状況をまとめて、次年度にフォローアップとして御報告し、御意見をいただく機会がございますので、そのときにはきちんと実施したことをできるだけ盛り込めるようにしたいと考えております。

それから、リスクコミュニケーションの実施についてでございますが、資料2-2のところに書かせていただいております。まだ、今年度が終了してはおりませんが、今年度におけるリスクコミュニケーション実施については、今、いただいた御意見等も踏まえて、より効果的に行っていきたいと思っておりますし、次年度のリスクコミュニケーションの実施について、2月にまた調査審議をお願いすることとなっておりますので、御意見等を踏まえて、今年度、それから次年度以降、効率効果的に行えるような実施体制を整え、あるいは実施計画をつくっていきたいと考えております。いろいろ御意見をいただければと思っております。

○早川座長 いかがでしょうか。ただいまのことに関連して、山根委員、よろしいですか。ほかの件で、阿南委員、どうぞ。

○阿南専門委員 今のことに関連してもよろしいですか。この中間報告にある通り食品安全委員会は本当に時間をかけて、何回も会議を重ねて放射性物質についての健康影響評価をしてきているわけですね。ですから、そこは特出しして報告をまとめたほうがいいのではないかと思います。単に運営計画どおりにやってきましたというだけでは、その辺がなかなか国民には見えないのではないかと思います。

それと、リスクコミュニケーションの推進のところも、消費者庁や厚生労働省などとも連携してやっていらっしゃると思うので、そういう連携についても述べたほうがいいと思うんですね。消費者庁のほうは各自治体や、それから私たち消費者団体に対しても、リス

クコミュニケーションの取り組みを援助する提案をしてきてくださっていて、今、各地の消費者団体もそれに乗ってやろうと、消費者庁からの財政的あるいは講師、ノウハウの支援を受けながら各地でやっていきたいと思いますという動きが始まっております。来年度の概算要求でも消費者庁は食品の放射性物質汚染にかかわるリスクコミュニケーションの推進にかかわって、特別の予算を要求していますので、そうした連携がはっきりとこの中で見えてくるほうが、いいと思いました。

以上でございます。

○早川座長 せっかくやってきたことだから、そこら辺は特出しにするかどうかは別にしまして、非常にアクティブに実施したこととして、あるいはこれからの方向づけについて、よりポジティブな方向でという御提言であったかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○井原総務課長 放射性物質の関係、腸管出血性大腸菌による食中毒も含め、いろいろ注目を浴びてきている食品安全委員会でございますので、できるだけプレゼンスを高めるような形で、実施状況等をまとめさせていただきたいと思っております。また、消費者庁等、関係省庁の連携もきちんと盛り込むような形で、次年度以降の計画の策定あるいは実施状況の取りまとめを行っていきたいと考えております。

○早川座長 よろしく願いいたします。どうぞ。

○鬼武専門委員 鬼武です。5 ページの(2)のところでお尋ねしたい点があるのですが、2点あります。一つは企業から要請のあった142とあるのですが、これは特保だけですか、それともほかの食品添加物とか、そういうものも含まれるのでしょうかが1点、それから、もう1点は中間報告ですから仕方ないのしょうけれども、大体1年以内に通知をするように求めるというふうなことになっているのですが、半分に至っていない理由が企業からのデータで余り適切なものが出ていないとか、理由があれば少し教えていただきたい。以上、2点です。お願いします。

○坂本評価課長 1点目の御質問ですが、142品目は特保に限りませんので、企業申請品目全部という数字でございます。それから、この1年の期間というものは、こちら側で検討している期間でございます。もし、照会事項とかがあって、申請者のほうで回答をつくる期間はこの中には入ってまいりませんので、期間につきましてはやはり結果が出たところでない、なかなか統計的なことは言いにくいということがございます。

以上でございます。

○早川座長 ほかにいかがでございますでしょうか。よろしいですか。これは中間報告案とい

うことでございますので、最終報告に向けて、今、いろんな先生方から御提案いただいたような非常にポジティブな方向での御提言をぜひ盛り込んでいただく、あるいは活動に結びつけていただくということで、よろしくをお願いいたします。ほかに追加してございませんでしょうか、よろしいですか。

それでは、中間報告案についての審議を終わりたいと思います。

#### (6) 平成 23 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について

○早川座長 引き続きまして、次の議題でございます食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定についての審議を行いたいと思います。本件につきましては、6月の企画専門調査会において議論が行われておりまして、事務局において手続を進めるということになっておりましたけれども、その後の進捗状況について事務局から説明をお願いしたいと思います。それから、平成 22 年度の自ら評価案件でありますアクリルアミド、また、平成 22 年度に自ら評価案件としては選定されませんでしたけれども、ファクトシートあるいは情報提供等を進めるということになっていたものにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、私のほうから、まず資料 4-1 から 4-5 までに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料 4-1 でございますが、第 1 回の企画等専門調査会ということでございますので、まず、23 年度の自ら評価案件の決定手続について、簡単にまとめさせていただきます。

これまで様々なところからの意見等の募集を行い、事務局において案件候補の整理を行ってきているところであります。本日、11 月ということで自ら評価案件候補についての議論をこれからお願いするところでございます。それを踏まえまして、通年ですと、2 回、案件候補についての議論をいただくということになっているのでございますが、10 月に改選、それから放射線物質の食品健康影響評価の関係もありまして、今年度はこのステップが 1 回となり、若干、時間が少なくなっております。恐縮でございます。

それから、2 月に本日の意見を踏まえまして、評価案件の候補の決定をお願いしたいと考えております。それから、それを食品安全委員会に報告いたしまして、そこで審議をいただき、候補案件の取り扱い等について決定をいただき、国民からの意見募集を踏まえ、3 月の食品安全委員会で自ら評価案件を決定するという段取になっております。

それから、資料 4-2 でございますが、対象候補の選定の考え方を整理しております。

(1) 案件候補の選定基準ですが、基本的に国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、それから、危害要因等の把握の必要が高いものという 2 つの選定基準を設けておりま

す。その際の配慮事由として、評価ニーズが特に高いと判断される場合、科学的知見が充足されている場合ということについて、まとめております。

それから、資料4-3ですが、企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項について、まず、対象案件の情報源として1から次のページの4までに記載がございます。

それから、Ⅱの対象案件からの除外事由として、4つ整理をしております。まず、(1)委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われている場合、それから、(2)寄せられた情報で具体的な出所や根拠が示されておらず、また、委員会においても確認できていない場合、それから、(3)過去に専門調査会等で審議されたが、対象候補とならなかったもの等で、その後、新たな科学的な知見が得られていない場合、それから、(4)健康影響評価を行うことが技術的に困難な場合、こういうものを対象案件から除外する事項として整理しております。

それから、資料4-4ですが、これは平成15年度から昨年度までの選定案件について一覧で整理させていただいたものです。1ページ以降、別添は各年度のそれぞれ案件絞り込みのプロセスについて詳細に書いております。時間の関係上、本日は表紙1枚目で説明させていただきます。

1枚目に戻っていただきますと、平成23年11月21日現在でございますが、平成15年度にBSE対策、16年度に食中毒原因微生物、以降、案件を選定してきております。

進捗状況として、事務局で便宜的に5段階に整理をさせていただきました。①が情報収集・整理中、それから、⑤にいきますと最終的に評価書を取りまとめ、リスク管理機関に通知をしたというものでございます。21年度、22年度はまだ情報収集段階のものがありますが、トランス脂肪酸につきましては、先日、評価書案を取りまとめて、今、パブリックコメントにかけているという状況でございます。ただ、①とか②という段階については、なかなかデータが集まりにくいというような事情もあることも御考慮いただければと思っております。これが昨年度までの状況でございます。

それから、資料4-5ですが、これは本年度に募集しました案件候補について整理をしたものでございます。提案件数として174件、それから、ハザード（危害要因）数では重複を含みますが、186件でございます。

1のハザードの種類別の内訳として、専門調査会別に便宜的に整理させていただいております。186件のうち評価中または評価済みの案件が67件、それから、もともと食品でないものについて候補として挙げられているもの等々、案件候補外とした案件が20件あります。その中で、うち新規が32件となっておりますが、これについては、次のページの先ほど御説明いたしました、対象案件からの除外事由の(3)に該当しないものを、新規案件として整理したものです。

例えば3ページ、ナンバー12の添加物、グルタミン酸ナトリウムから次のページのナンバー19の農薬、それから、ナンバー22の器具・容器包装、クッキングトイ全般、それから、5ページの27、28、10ページのナンバー43のギ酸、それから、44、リチウム、45、

野生キノコのニコチン、それから、一つ飛んで 47 の寄生虫、それから、50 のグラヤノトキシン、それから、ページをめくっていただきまして 13 ページのナンバー58 のアニサキス、ジアルジア、次のページのふぐ他海洋生物の毒化、ナンバー59 でございます、それから、次のページの 62 のソラニン中毒、それから、65 以降、新開発食品関係が 69 まで、それから、71 のレスベラトロール、72 のクロレラ、それから、24 ページのナンバー84 から 87 まで、それから、27 ページ、ナンバー94 のカリウム、それから、28 ページ、ナンバー99、その他、植物工場野菜といった 32 件となっております。個別の内容については時間の関係上、割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それで、第1回の会合ということでもございますので、従来までの企画専門調査会の委員の方々は大体の流れは御存じだと思うのですが、新たに加わっておられる先生方もいらっしゃると思いますので、自ら評価ということ全体に関して、今、資料4-1から資料4-5まででございます。資料4-4と4-5は後でちょっと扱うとして、全体として何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料4-5に全体像が示されているということで、実際にいろいろ御提案を各所からいただいたもののうち、過去に企画専門調査会で調査審議されたけれども、対象候補にならなかったもの、または食品安全委員会のほうに報告されたけれども、候補にならなかったというものが(3)というふうに、この資料4-5の除外理由に一番右のほうですけれども、書いてございます。これを除いて残ったのが32件ということではよろしいですか。わかりました。よろしいですね。それで、それがここでシャドーがかかっているものだと。よろしいですか。何か御質問があれば。どうぞ。

○山田専門委員 この斜がかかっていないものについては、対象としないということではよろしいのでしょうか。

○早川座長 事務局からの提案というか、除外すべき理由としては、既にこの委員会の前身であります企画専門調査会等で一度は扱っているということなので、それは新たな知見がもしあれば話は別だけれども、そうでなければ同じ議論の繰り返しになってしまうので除きましょと、こういう御提案ですよね。

○井原総務課長 先ほど御説明させていただいたのですが、本来であれば絞り込みのステップを、2回、いただくことになっているのですがけれども、今回は時間の関係もありまして、特に32件について集中的に御審議をいただければと思っております。ただ、そういう絞り込みでいいのかどうかということも御意見としていただければと思います。

○早川座長 どうぞ。

○山田専門委員 例えば 51 番から 56 番の、いわゆるヒラメ毒あるいは新型クドアと言われるものについては、我々小売業の間では以前から非常に話題になっているのですが、つい最近、厚生労働省からこの件についての新しい情報が出されたと思うのですが。

○早川座長 そこら辺、いかがでしょうか。

○坂本評価課長 今回の資料 4 - 5 ですと、14 ページをあけていただければと思いますが、こちらの 59 番、なかなか分類が難しいところがありまして、59 ではふぐ他海洋生物の毒化ということで、ある意味、含まれるような新しい提案も参っております。したがって、こちらの中でも先ほど言われたようなお話が多分、入ってくると思いますし、(3) とあるものでも新しい情報があれば、先ほど申し上げたように最初から除外しているというものでもないということでございます。

○山田専門委員 フグとヒラメ毒は違うと思います。

○坂本評価課長 ヒラメ毒については、原因等についての情報があるということは我々も聞いておりますけれども、1 年間で状況が大きく変わっているというレベルかどうかということについては、まだ、整理し切れておりません。したがって、今のところは一度、議論した(3)の形になってはいますが、新たにこういう海洋生物の毒化というものが提案されたということについては、新規のものとして取り上げております。なかなか、この辺はいただいた御意見をそのまま載せていますので、整理が難しくなっているところは当然でございます。

○山田専門委員 新たな情報が出ていないということですが、先日出た厚生労働省からの情報は小売業の中では非常に話題になっている案件です。もう一度、御検討いただけませんか。

○坂本評価課長 では、ヒラメ毒は、検討の対象にしたいという御提案があったということ。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○生出専門委員 薬剤師会の生出ですが、15 ページの 65 番から始まりますいわゆる新開

発食品、健康食品につきましては、一定の例えば厚生労働省等々で対応が適切に行われているという(1)が載っているのではあるのですが、いわゆる健康食品につきましては、消費者庁等々でもいろいろ問題になっていることもありますし、すべてとは言いませんが、ぜひ、新開発食品の中の健康食品等をもう一度、検証する必要があるのではないかと思います。

○早川座長 今の点に関しまして何かございますか。

○迫専門委員 グルタミン酸ナトリウム、それから、カリウム、ソラニンの中毒という既に長い食歴を持っているものと、それから新開発食品と同じレベルで(1)で取り扱われているがここはやはり大きな差があっているのではないかと思います。グルタミン酸ナトリウム等については、よほど大量に使わない限り、安全性への問題は言われておりませんし、ほぼ確認されているものだと考えております。

また、カリウムに関しては多分、放射性カリウムの問題で今回、話題になってきたのではないかと、そんなふうに思われますので、扱いがちょっと違うのであろう。ソラニン中毒は十分確認されております。そういうものは除外していただいた上で、特に今、薬剤師会生食委員がおっしゃられましたような新たな食品類については十分な検証が必要で、食品安全委員会としての見解を出すべきではないかと、こんなふうに思います。

○早川座長 ありがとうございます。

関連して何かございますでしょうか。事務局のほうから何かコメントがございましたら。

○坂本評価課長 事務局でこの資料の4-5を整理して感じてるところでございますが、11ページをお願いいたします。例示でございますが、先ほど申し上げた11ページの一番上の47、こちらに寄生虫(魚介類、牛肉等)というところがございます。資料4-2にありましたように案件候補の選定基準としては、国民の健康への影響が大きいと考えられるものということで、こちらについては健康被害の報告もあるということでございますが、今後、自ら評価を行う際に、一つ考えなければいけないのは、危害要因がどのようなものであるかということが特定できませんと、実際の評価ができないという問題がございます。そういう観点から見ますと、寄生虫というものは非常に範囲が広うございまして危害要因が何であるか、いろいろなものがあつたりして、どれに関して着手すべきかというような特定が難しいということがあります。

今回、そういう案件がかなり多いわけでございますが、危害要因、ハザードがある程度特定できて健康被害の報告があるということを考えれば、海外でということも含めますが、11ページの下の方の50番、グラヤノトキシン、13ページの下の方、58番のアニサキス、ジアルジア、それから、14ページにいきまして先ほど少し議論ありましたふぐ他

海洋生物の毒化などはハザードが特定できるとはなかなか言い切れないところもありますが、ある程度は絞られているかなということで、それから、15 ページの 62 番のソラニン中毒、これらは、ある程度危害要因が特定され、かつ健康被害の問題があるものと思われる。

健康食品関係の御発言がございましたけれども、実際の製品の問題なのか成分の問題なのか特定できませんと、リスク評価という取り組みが難しくなっています。幾つかの成分については厚労省のほうから過去に通知とか出ているようなものもございますけれども、そういう取り組みができるようなものであれば評価対象としてあろうかとは思いますが、同じ名称でも実際の成分の特定とか、そういうような問題も考えられ、実際に自ら評価で取り上げたときに何を評価すべきかといったようなところもあって、そういうようなところも含めて、少し検討していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○早川座長 ほかに何か委員のほうから御指摘は、どうぞ。

○鬼武専門委員 新しい 32 件を見て、今、何名かの委員から出されたのは関心が高いということだと思うのですが、他のものは余り緊急性を感じていません。それで、一つお尋ねをしたいのですが、9 ページの 39 番の 3-MCPD 脂肪酸エステルについては、その後、まだメカニズムとか、新たな科学知見は得られていないということですが、海外における研究・進展とかはないでしょうか。いわゆる今まで 3-MCPD というのが塩素と、あと、脂肪酸がくっついてできるということで、海外ではいろんな食品からヨーロッパのほうでは食肉製品とかからも出るということで、まだメカニズムとか、その辺もはっきりしていないということもあるのですが、重要な案件だというふうに私は認識をしていますが、もし、今の状況でわかる状況があれば教えていただければと思います。

○本郷情報・緊急時対応課長 ただいま 3-MCPD に関する御指摘があったわけですが、この表の右側のところをごらんいただきますとわかるかと思っておりますけれども、食品安全委員会でもこの点につきましては自ら評価案件候補として御検討をいただいて、結果としましてファクトシートを作成しております。現段階でわかっている範囲の科学的知見をまとめたということでございます。それ以後につきましても、研究事業の対象課題に採択したり、さらには海外の情報も下のほうにございますが、可能な限り、今、集めているところでございます。ただ、まだ新たに評価に至るまでの情報が集め切れていないので、こういった整理になっているということでございます。

○早川座長 追加の御意見はございますか。



○鬼武専門委員 今回の状況はわかりました。今まで例えばたんぱく加水分解物の MCPD ができるメカニズムと、それとは違って食品から普通の塩素とか脂肪酸できて、それが切れて MCPD になるとか、メカニズムのほうのところはまだ少しわかっていないようでしたら、これは何か注目しておく必要があるのかなというふうに、最初、海外の文献を見たときに思ったものですから、今ではないでもいいですけども、一応、注目をしておいていただければというふうに思います。

以上です。

○早川座長 ほかにいかがでございますでしょうか。

先ほど来、御議論がありますのは、一つはまず 32 件に絞り込んだある切り口が既に食品安全委員会で審議して、案件にならなかったものということでもあります。しかしながら、32 件以外でも新しい知見もあるかもしれない、あるではないかというふうなものの中にはありますし、それから、今、迫委員ですか、御指摘いただいたように入っているものでも既に安全性等に関しては情報が十分あるので、それについてはもう少し絞り込みをやったほうがいいのではないかと。つまり、32 件というのは大体の基本的ベースとしていいのだけれども、そこからのさらなる絞り込み、あるいは場合によっては次回までに情報が集められるということであれば、それを追加的に加えていったらどうかという、こういうご意見がある。大ざっぱにまとめますと、そういう話であったかと思えますけれども、そんな理解でよろしいですかね。

どうぞ。

○近藤専門委員 内容ではないのですけれども、自ら評価のあり方について念のために確認したいのですが、先ほどの御説明の中で危害要因が何か、どこにあるか、特定が困難なものについては外すというふうに私は聞こえたのですが、そうおっしゃいましたよね。一方、資料 4-2 で候補選定の考え方の (1) の②のところでは、健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因の把握の必要性が高いものということで、この話と何かギャップがあるような気がするのですけれども、もう一度、御説明いただけませんか。

○井原総務課長 資料 4-3 の 2 ページの対象案件からの除外事由として、II の (2)、外部募集等に寄せられた情報で、人の健康に対し悪影響を及ぼすおそれがあることを示す具体的な出所や根拠が示されておらず、また、委員会において確認できない場合が規定されています。要するに募集の結果、寄せられた情報でも具体的な出所や根拠がよくわからないというものについては、そもそも手のつけようがないと言い過ぎになるかもしれませんが、対象案件から除外とさせていただいて、一方、資料 4-2 の案件候補の選定基準としては、健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であって必要性が高いもの

ということが規定されています。科学的知見の不十分性というところをどう判断するかというところになるろうかと思えます。

○早川座長 被害が生じている場合に危害原因は十分ではないけれども、生じていることが実態としてあれば、危害要因を追求していくということが、(1)の②なのだろうと思うのですね。一方、危害が生じているという具体的に、比較的明確な情報がない状態で科学的情報も不足しているというのは、非常にたくさんあるが優先順位は低い、そういう意味で(1)の②というのは前提があるわけですね。被害が生じているけれども、被害要因が明らかでないので、それは当然、追求していかなければいけないでしょうと、そういう趣旨だと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○井原総務課長 食品健康影響評価は、国民の安全の確保を図るという趣旨で行います。まず、多くの事案が自ら評価の案件候補として上がってきますので、プライオリティのつけ方として選定基準を設けて、具体的には健康被害が生じているとか、現在、生じていないけれども、生じるおそれがあるものというものを基準として、自ら評価の案件として選んでいこうというものでございます。それ以外に、具体的にリスク管理機関のほうで何らかの施策を講じなければいけないというようなものについては、基本的にはリスク管理機関の判断で、自ら評価ではなくて、諮問案件として評価要請が来ると思われます。それとの切り分けをどう考えていくかということになりますが、自ら評価というのはまず食品安全委員会のほうで自らいろんな情報を収集して、具体的に健康被害が生じている、またはおそれがあるものを選定基準として選んでいきたいと思います。

○早川座長 どうぞ。

○近藤専門委員 すみません、時間をいただいて。私の感覚では、今の御説明だとフグ毒のほうが一般庶民は安全性について、体験的にわかっているから避けることができるけれども、ヒラメ毒というのはただ危険な状況が起きているということを知らされていながらなぜかわからないということで、むしろ、さっき委員がおっしゃったように、重要性ということではそちらのほうがより優先度が高いのではないかなという印象を受けましたので、念のため、ちょっと確認させていただきました。

○坂本評価課長 先ほどの御説明がよくなくて申しわけございません。先ほど申し上げたかったポイントといたしますと、例えば11ページの47ですと、寄生虫というようなくくりでリスク評価の対象にしますと、その中の何をやるのかというところの特定からかなり時間がかかりまして、自ら評価として実際に評価結果を出すまで、なかなか、長い道のりも考えられますし、選んだもののどれがというお話になるということで、危害要因が特定

できる案件と、そうでない案件というのは一つの留意点ということを申し上げたかったということでございます。したがって、ヒラメ毒について情報もある程度あるし、実際、健康被害がというようなお話だということをお否定するような、そういう趣旨で申し上げたものではございませんので。

○早川座長 一応、ヒラメ毒は網かけの中に入っていないけれども、網かけは先ほどのような理由で、ここで審議して候補にならなかったもの以外というくくりのある切り口ですので、先ほど御指摘のあったように、新しい情報として健康被害、あるいはそれをうかがわせるような何か現象があって、あるいは規制当局のほうがそれなりに関心を持って注意喚起をしているというふうな、いろんな情報が出てきたので検討対象に値するのではないか、多分、先ほど御指摘にあったのはそういうことであって、もし、それが相当必要度が高いものであれば、まさに原因物質の追求も含めて考えていかないといけないものであれば、こういう考え方の整理でよろしいですか。

ということであれば、きょうの段階ではそれだけの十分な情報が事務局のほうでも把握していないということですので、少なくともヒラメ毒については各方面の情報をもう一度、収集して、どういう実態、状況なのかということをお次の専門調査会のほうで御報告いただく、それで、もう一度、先ほどのようなクライテリアに立ち返って、取り上げるべき案件にするのか、しないのかということについて議論してはどうかというふうに思いますけれども、山田委員、それでよろしゅうございますか。

○山田専門委員 それで結構です。

○早川座長 それでよろしいですか。ヒラメ毒についてはそういう整理にさせていただきます。

それからあと、32件について次の2月で一件一件詰めていくというのは大変な作業で、従来の2段階ロケットを今年度は1段階半ぐらいでやりましょうということですので、きょうの中でもうちょっと詰めておきたいと思っております。この中で、網かけが入っている中で実際に健康被害の発生、つまり、先ほどの資料4-2の案件候補選定基準というのがございまして、①で国民の健康への影響が大きいと考えられるものと。今回の32件は従来審査しなかったということだけで残っているので、実際に、それらは国民の健康への影響が大きいというふうに考えられるのか、情報があるのかと。

もっと具体的に言えば、健康被害発生の情報等々、あるいはおそれがあるのかというような観点で、32件の中からここはもう少し絞っていただければというふうに思います。それから、科学的情報の有無や多寡、つまり、評価対象にしても科学的情報が不足していると、なかなか最終ゴールというか、評価ができませんので、そういうことを幾つか勘案をしていただいて、もう少し32件を絞り込む、何か提案というのか、事務局として大体、

こちら辺かなというのはございますでしょうか。

○井原総務課長 先ほど坂本評価課長のほうから簡単に御説明がありましたが、資料4-2の案件候補の選定基準に照らして、まず、健康被害が生じているか、生じるおそれがあるものという観点と、もう一つ、案件候補の選定に当たっての配慮事由である「科学的知見が充足されている場合」として、特にデータ、情報の不足云々ということは先ほど来申し上げておりますが、ハザードの特定ができていくという観点の2つのクライテリアに照らすと、ナンバー50のグラヤノトキシン、58のアニサキス、ジアルジア、59のふぐ他海洋生物の毒化、62のソラニン中毒等が、案件候補になります。先ほど山田専門委員のほうからありましたヒラメ毒については、新たな情報ということで、さらに事務局で情報を収集していきたいと思っております。

○早川座長 あと、いわゆる健康食品の話が出されていたかと思うんですけれども、これについて先ほど来出ている資料4-2の国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、つまり健康食品で比較的特定に、こういう成分がというのがあって摂取の仕方によっては問題になりそうなもの、さらに言えば、健康食品の中にもいろんな成分が含まれていますから、原因物質がどこまで明らかかは別にしまして、まず、健康食品の中で少なくとも今、事務局の調べた範囲の中で健康被害が出ている、あるいは出るおそれ大きいというものはございますか。そこが多分、関心を持たれているところだと思うんですが、それについてはいかがですか。どうぞ。

○坂本評価課長 例えば消費者庁のホームページなどを見ても、何件かは、食品への苦情というような形の情報がございますが、その件数は見たところ、さほど多いものではございませんでした。いただいた情報とかを見ましても、アレルギーのようなお話とか、そういったような情報は幾つかあるようではございますけれども、今、座長が御指摘のようにものが特定できそうとか、そういうようなところまでは、いただいてから調査にかけている時間も少ないということもございますが、今のところ、特にこれといって御説明するような情報は持ち合わせておりません。

○迫専門委員 今、座長からのお話でよろしいかとは思いますが、もともと自ら評価の案件に対して、新開発食品についてをどう取り扱うのかというところの議論が、まだ不足しているのではないかと考えております。

といいますのは、いわゆるこういう新しい食品についての知見は当然なくて普通だろうし、それから、危害情報については明らかに出てきた段階では多分、遅いのだろうと思えます。また、出てきたら、それと同時に処分がされていくだろうということを考えていき

ますと、厚生労働省、また、消費者庁で危害情報が大量に出てきた場合には、発売禁止その他等の処分が行われるでしょう。そういうものが出てから初めて取り組むべきものなのか、またはそういうおそれがある、またはそういう可能性があるのか、ないのかということについてを従前の食歴のある食品と、それから、ない食品とを同列に扱うというのはいかなものかと。

新開発食品だけに言うわけではないのですけれども、やはり最近、新しい食材、全く使われていなかったようなもの、そういうふうなものがたくさん出回ってきておりますし、その商品市場が非常に大きくなっているというふうなことからすれば、そういうことが知見がないからとか、危害が明らかになっていないから、当初の段階で除外してしまうという考え方はしないほうがいいのではないかと。やはり、ある程度、安全であるか、安全でないかというところをきちっと表明できるようなところまでは、したほうがいいのではないかとこのように思っております。

**○早川座長** これはなかなか難しい問題で、一つは確かにしゃくし定規に言えば、4-2に当てはまらないわけですね、健康食品というのは。それから、健康食品というのはいわば個人の健康志向というか、それによっていわゆる一般的な食品としての摂取ではない状況で、個人の責任においてとろうというようなものなので、そこら辺の扱いがどういう人が対象で、どういう危険性があるのか。まさに食品中の特定の成分がわかっているならば、因果関係もある程度、小児に対してはと、老人に対してはと、そういうふうなことがわかってくるとは思うんですけれども、そこら辺の取り上げ方が非常に難しいと思うのです。ただ、今、おっしゃったように確かに起きた後は、当然、行政的な対応、処分になるので、理想的に言えば、それにおぼしきものを事前にキャッチして対応策をとっておくと。これが一番理想は理想なのですが、どういうアプローチで、どういうクライテリアで、何かお考えはございますでしょうか。

**○迫専門委員** いわゆるファクトシートレベルのもので出せるようなものがないのかどうか、情報がどこまで整っているのか。情報があることとないことと、それを明確に消費者の方にわかっていただく、利用者の方にわかっていただく、こういう段階のレベルでいいのではないかと考えているのです。完全な評価を出すものではなくて構わないと思う。というのは、どんどん情報は変わっていくだろうと思われまして、そういう意味では、公的見解というふうなところで、途中、まだ評価しようがないという回答でもいいかと思うのですけれども、そういうものを出すことができれば大変ありがたいというふうに思っております。

**○早川座長** これは、ちょっと感想というか、質問になるかもしれませんが、一つ

は昔から食経験のあるもので、その範囲内で、食べていくとそれなりに健康によろしいよと、これはオーケーなわけですね、従来の食経験という中で。

問題は、健康食品と称して、そのもの自体は従来の食経験もあるのだけれども、しかし、例えば具体的に、この例が危ないという意味ではないですが、シジミ 500 個分に相当しますよというカプセルを健康食品としてとった場合に、朝のおみそ汁でシジミを食べている分には、従来の食経験からいって何ら問題がなくても、それが 500 個分、うんと濃縮されたときに、場合によってはその中の成分がある程度、わかっている必要があるのかもしれませんが、500 倍、摂取するということになる、500 倍かどうかわかりませんが、それはひょっとして可能性としては危ない話が出てきますねというものがあるのかもしれないですね。

濃縮というものと、それから、どれだけの量を摂取するか、それから、健康にいいと信じて長期間にわたって摂取し続けるという量と期間が従来の線をはるかに超えてしまう可能性があるものについては、ある程度、着目していく必要はあるのかなと。先ほどファクトシートとおっしゃったけれども、それも、その中のある成分を余り過剰にとり過ぎると、あるいは長期間、とり過ぎると危ないかもしれないということについては、対応はできる可能性はあると思うのですよね。だから、そのデータの蓄積がこれからは必要なかなというふうに思います。それから、もう一つはさっきちょっと新素材というか、新しいものとおっしゃったんですが、何か今までの食経験がないけれども、健康食品として出回っているというのですかね、それはどういうものがございますか。

**○迫専門委員** 具体的にどうという話ではないのですけれども、例えばこの中のプラセンタみたいな胎盤を食べるといふうなことは、通常はあり得ない話だと思うのですね。また、虫等の色素等を使ってとか、いろいろな形で出てきている。そういう新しい食品として、素材として使われているものが多分、いっぱいあるのではないかと。それほど私も詳しいわけではないので、細かい言及は避けさせていただきますけれども、そういう新素材についての情報というのは、どこかが集めておく必要があるだろうし、ほかのところでもやってくさっているところがあるならいいのですけれども、食品安全委員会にそういう期待をしてもいいのかなと。

今、座長がおっしゃいましたように、量的な問題、回数の問題、総量の問題になってくるかと思うのですけれども、いわゆるカプセルタイプであるとか、食品の形状ではない、つまり、シジミを例にさせていただければ、先ほどのシジミとして食べる分には、そんなに 500 個も何百個も食べるということはあり得ないわけですが、カプセルであれば大量に取り込んでしまうし、総量も規定量以上に取り込んでしまうという可能性があって、やはり誤用なり、過剰摂取なりの弊害というのは当然、出てくるだろう。そういう意味では、注意喚起というところは当然、必要になってくるのではないかと思います。ですから、座長がおっしゃったような、そういう形で、何らかの形でアクションというのか、新

開発食品についてはすべて議論の最初の段階でアウトではなくて、きちっと議論をしていくべきではないかというところをまず提案させていただければと思っております。

**○早川座長** 今、健康食品は、厚生労働省では業者の自主規制ということになっていると思います。そもそもの考え方が従来の食経験に基づいて、その延長線上だという、いわゆる健康食品というのはそういうふうな定義でありますので、特別な機能をうたう、うたわないという、そういうことは本来ないはずです。ただ、現実には御懸念のようなこともあるかと思えます。それに対して、今、それをフォローアップしている、つまり、厚生労働省としては特に何か一個一個についてフォローアップしているわけではないと思います。今、フォローアップしているところがありますかね。健康食品は非常にたくさん出回っているけれども、それにどういうものがある、あるいは新素材的なものでどういうものがある、それから、あるいは量とか期間とかいうことで、かつ食品の成分がある程度、明らかで、それを大量に、長期間暴露し、摂取し続けるというふうな観点でモニタリングとか、調査研究しているところというのは、具体的にいえば公的にどこかございますか。被害があれば消費者庁が関係してくるというようなことですかね、何か訴えがあれば。

**○坂本評価課長** おっしゃられたように、厚労省のほうではいわゆる食品全体について見ておりますが、表示の関係は消費者庁のほうになります。いわゆる特保であれば我々のほうにリスク評価の要請はございますが、全体的ということであれば、食品衛生全般を担当している厚労省のほう、あるいは危害情報ということであれば、我々のほうでもいわゆる情報があれば、そういうものは日常的な情報収集の中でひっかかってくればということになるかと思えますが。

**○唐木専門委員** 健康食品については、今、お話のように消費者庁がお金を出しまして、日本健康栄養食品協会というところがそれを受け持って、機能性評価という事業が今、行われています。これは幾つかのはっきりわかっている物質についての効能、評価がどの程度であるのかということを検討しているものであって、副作用についてはここはやっていないということです。

**○早川座長** この問題は、今の段階では具体的にこれだとまず品目を挙げ、あるいはその品目の中の懸念される成分について、評価していくという状況ではないのだらうと思います。ただ、随分、御懸念がございます。食品安全委員会としてはいろんなところに精力を割かなければいけない、という問題もあるとは思いますが、健康食品の話というのは常に話題に上ってくるということで、これからもしっかり食品安全委員会としてはモニターとか、注目していくと、アンテナをしっかりと張ってやっていくと、それから、消費者庁のほうは機能性について、つまり、健康食品のうたい文句が本当かどうかみたいな

話につながるような問題を取り扱う……。

○唐木専門委員 評価をして、表示をしていいかと。

○早川座長 表示をしていいかという、そういう話ですよ。ですから、安全性の面での話ではないので、いろんな枠組みはあるかと思えますけれども、場合によってはある程度、アンテナを張っていただいている、それで、具体的にある程度のここら辺がどうもというふうな状況が出てきたときに、例えば食品安全委員会でやっている研究班等でしっかりと、そこら辺を調査研究の課題にしていく、研究費枠等の限界がありますので優先順位がどれだけ高いかは別ですが、そういう方向を一応、ここでは提言させていただくというような形でよろしいですか。健康食品についてはそんなふうな形の方向づけということで、今回、自ら評価に取り上げても、やっぱり漠然としていて、せいぜいファクトシートまで至れるかどうかというところですので、きょうの案件の中で、私としては必ずしも取り上げることに賛成ではありませんけれども、もうちょっと前向きなアクションを考えていけばどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○井原総務課長 迫専門委員の御懸念は、案件候補の選定基準に「現在、健康被害が生じていないが、今後、被害が生じるおそれのあるもの、健康被害が顕在化していないけれども、今後、被害の拡大が想定されるもの」があり、健康食品については特に懸念されるということと受けとめました。座長からもありましたように、健康食品についてはこの選定基準に書かれていることを念頭に置きながら、アンテナを張って、アンテナにひっかかりそうなものがあれば、その都度、この場にて御指示をいただくというような形にさせていただければと思います。

○早川座長 それでよろしいですか。先生、どうぞ。

○渡邊専門委員 一つ情報というか、今の厚生省の研究機関の一つで国立健康栄養研究所が、健康食品に関して非常に興味を持って、いろいろ研究なり、情報を提供しております。

本来ならば、食品安全委員会の中にそういう研究所があって、そこで、ここで討議されたような項目に関して、研究してデータを上げるというふうなことにしたほうがいいのではないかと思います。なぜかという、科学的な知見が不十分であるものというのは調査研究し、そこに対してのデータというのをどこが出す必要があります。ほかの国が出すのを待っているわけにはいかないので、やっぱり日本の中の研究機関がそういうものを出すような体制にしない限りは、データは出てこないのではないかなと思うのです。

先ほどのクドアに関しても、これは日本が最初に見つけて発表したものであります。全



国の地方衛生研究所、国立医薬品食品研究所と国立感染症研究所と一緒に合同で調査し、そして、これを新しく見出したということで、データとしてはほかの国は出していません。ですので、日本の国がそういう意味ではデータを出していかない限りは、正しい意味での評価というのは多分、できないのだと思うのですね。その辺のこういう危害要因等の把握の必要性が高いものをどこがどういうふうにするかというのは、やっぱり、もうちょっと日本の国として、全体として検討する必要があるのではないかなというふうな気がいたします。

○早川座長 ありがとうございます。そこが組織改編を責任を持ってやっている機関にうまく声が届くとよろしいのですが。。。基盤研と健康栄養研というのは多分、医薬品で産業振興と、それから、食品のほうは食品でむしろ機能性食品等々の先ほどおっしゃった機能性がこれだけありますよという意味での振興に軸足を置いて、安全性という切り口では余りないところですね、もともとは。ですから、できれば食品安全委員会が安全性に関する研究機関を持てれば最高だし、持てなくても力を振り絞って、研究班等々でそういう調査研究を、安全性に関することを場合によっては優先順位として高く上げていくと、今はそういう形しかないような気がいたしますけれども、いかがでしょうか、事務局としては組織再編についてはなかなか、ここでは答えられないことだと思うのですけれども。

○山本専門委員 それでは、ちょっとお尋ねしてよろしいですか。消費者としては健康食品に関してははっきりした被害が出ない限り、簡単には今の段階では安全性は確かめられないというふうに考えてよろしいのでしょうか、

○井原総務課長 行政からのアプローチとしては、特保等、審査が行われているもの以外については、一般の食品と同じような情報を提供する仕組みしかないと理解しています。

○山本専門委員 日ごろからテレビを見ていまして、今だけだったらもう1本だとか、何かというふうにすごく健康食品に対しては売ろうとする情報は流れているものですから。

○井原総務課長 ですから、そういった意味で、まず、表示をきちんとして消費者の方にまず御判断をいただくということが前提となると思うのです。ただ、与えられた情報で消費者の方がきちんと判断できるかどうかというところが、今後、問題になってくるという可能性があると思います。先ほど座長あるいは迫専門委員のほうから御懸念という形で提示されたと思いますが、食品安全を扱うこの委員会としても座長の言葉をかりて恐縮ですが、アンテナを張って情報収集に努めたいというふうに考えておりますし、先ほど渡邊専門委員のほうからありましたように、組織改編のところまで口を差し挟むのは難しいですが、国の機関を含め、今あるリソースを活用して、情報を集めていければと現時点

では考えております。

○山本専門委員 わかりました。では、簡単には安全性は確かめられないというふうになっていいわけですね。わかりました。ありがとうございました。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○鬼武専門委員 今回の件ですけれども、いわゆる健康食品は日本で法律の中で食品と変わらないということが前提であって、それで、先ほど何名かの委員からありましたけれども、ヘルスクレームとかその点は消費者庁なり、消費者委員会のほうでかなり消費者に誤認を与えるような売り方を規制するとかされていると思いますので、そちらはそこでやってもらって、食品安全委員会は先ほど言ったように安全性ということで、やっぱり共同するなり、その部分はあっていいような気はします。

消費者庁でも研究費をかけて実施しており、消費者委員会はたしか親委員会のほうで健康食品については中間報告も出していますし、消費者庁では健康食品の表示に関する検討会、私も委員でいましたけれども、そこで報告書がまとめられていますから、それで今後の消費者への情報提供のあり方というのをやられていますので、先ほどの御懸念のほうはそちらのほうでインターネットの情報の出し方とかは、一定、規制が少しかかってくることを期待はしています。

○早川座長 時間も押してまいりましたので、そろそろ次のステップに向けてのまとめに入りたいと思います。いろいろ御議論がございましたけれども、まず、ヒラメ毒についてはさらに情報を収集していただいて、次回の調査会に出していただくということで、あと、先ほどお話がございました、実際に健康被害発生等の情報があるもので絞り込みましたと。それから、いろいろな選定の事由を考慮して少し絞り込んでいかないといけないのですが、ナンバー50 でしたか、グラヤノトキシン、これは次回の議論の候補に上がるだろうということですね。それから、アニサキス、ジアルジア、これは58 番目ですか、13 ページ、これも上がるだろうと、そういうことですね。それから、フグ毒はどういたしましょうか。毒があるということ自体はわかっている、どう調理するかというような話のような気がしてはいるのですが、残しますか。いかがでしょうか。どなたか、御意見をいただければありがたいのですが、いかがですか。先生。

○唐木専門委員 既にフグ調理師免許とか、完全なリスク管理が行われているものですから、改めて評価は要らないのではないのでしょうか。

○早川座長 それから、先ほどソラニンもわかっているからという話も出たのですが、そ

こは再度、もし必要なら検討の対象とするかどうか……。

○**迫専門委員** ソラニンについてはジャガイモの芽が出たところ、光に当たった青い部分の毒性の問題で、これは昔から言われていることで、きちんとむいて処理をすとか、水にさらすとかという具体的な手法も既に定着しているかと思います。ただ、もし危害が発生しているのだとすれば、その手法が失われている、伝達されていないという可能性はないわけではない。それを知らずに、そのまま食べてしまっている人たちがいるということであれば、情報提供は必要かとは思いますが、改めて自ら評価の案件にするというほどのものではないのではないかと思います。

○**早川座長** リスク評価というよりは、むしろしっかりした情報伝達が必要だろうと、そういうことだと思いますね。

それから、先ほど鬼武委員がおっしゃっていた案件。

○**井原総務課長** 9ページの39です。

○**早川座長** それはどういたしましょうか。

○**鬼武専門委員** メカニズムがまだわかっていないということだったら、先送りしていただいても構いません。ちょっと気にしていたのは、要するに塩素とか容器包装の材質と食品中の脂質と塩があれば何か生成されるような気がしたので、海外のデータではいろんな加工食品から検出していたものですから、今までの生成と違ったメカニズムで生成されることが少し気にはしていただければと思いますので、先送りしていただいても構いません。

○**早川座長** 次回までに、さらにもし情報が追加的に出てくるようであれば、それをお調べいただいて、次回でも出てこなければ、さらに先送りということでもよろしいですね。

あと、何か漏れているものは、プラセンタというのがありましたけれども。

○**迫専門委員** 単に例として挙げたものです。

○**早川座長** 単に例だから特にとということではないので、そうすると2件プラス、さらに情報収集ということになりますけれども、落ちていますよということは……。

○**井原総務課長** 整理させていただくと、グラヤノトキシン、アニサキスとジアルジア、それから、ヒラメ毒、先ほどの脂肪酸エステルについても、新たな知見が得られているか

どうかを、事務局で調べさせていただきたいと思います。

**○早川座長** そういうことでよろしゅうございますか。では、自ら評価案件の次回、最終的に議論をしていただくのは、その4件ということでございます。

その他、何かございますでしょうか。それでは、次回、そういうことで事務局のほうでよろしく御準備をいただきたいと思います。

それから、資料4-4でございますけれども、これまでの自ら評価案件の進捗状況を見ても、今でもデータ不足云々という話も大分出てきているのですけれども、情報収集が困難であるということ等々の理由から、評価書の作成にまで至っていないのが少なからずございます。このままですと、未処理案件が滞留していくということにもなりかねませんので、今後、どのように扱っていくのか、事務局で御検討いただきたいというふうに思います。

そのほかの資料で4-6から4-8について説明をお願いいたします。時間が押して申しわけございません。

**○坂本評価課長** 資料4-6をお願いいたします。平成22年度の自ら評価案件であるアクリルアミドにつきまして御説明をさせていただきます。これは基本的に以前、御説明した資料と同じでございます。まず、情報・科学的知見の整理をいたしまして、年内には委員会において担当する専門調査会を決定しようということ、年度内には、今、座長からも出口に関しての御指摘がございましたが、そういうところも踏まえまして、何らかの形でリスク評価に着手しようという進め方ということを整理した資料でございます。

**○新本リスクコミュニケーション官** 続きまして、資料4-7をごらんいただきたいと思います。これは昨年度、平成22年度自ら評価案件候補の情報提供についてということで、昨年度も提案課題が100を超える提案をいただきましたけれども、これにつきまして選定されたもの以外についても情報提供をしっかりとすべしという御議論が企画専門調査会でございます。その情報提供のあり方については、リスコミ専門調査会での議論を踏まえて、情報提供しなさいということになってございました。

リスコミ専門調査会のほうでは、いただいた案件を一覧的に整理をして、分かりやすく情報提供するよという御議論がございまして、それを受けましてお手元の資料、これは現在、食品安全委員会のホームページにこういう形で載せているものでございますけれども、案件ごとに企画専門調査会での審議の扱いのほか、右のほうにありますけれども、評価の状況、それから、関連情報といたしまして食品安全委員会が有しております情報、例えばQ&Aとか、あるいは評価が済んだものについては評価の概要とか、あるいは意見交換会の資料とか、そういった関連する情報をここに載せるような形で、一覧的に整理しているものでございます。まだ、空欄のところが多うございますけれども、順次、情

報を整理して掲載する予定にいたしているものでございます。現在の状況ということで御報告させていただきます。

以上でございます。

**○本郷情報・緊急時対応課長** 続きまして、資料4－8に基づきまして御説明を申し上げます。ファクトシート作成とされたもののスケジュール、進捗状況についてでございます。昨年9月28日に開催しました企画専門調査会の議論におきまして、自ら評価の対象とすることのフィージビリティをさらに詳細に検討して整理すべきものとされたものの一部につきまして、ファクトシートを作成することと整理されております。

この1のところにありますとおり、23年度の調査事業を活用して、ファクトシートの案を作成することといたしました。このうち、上の表のA－イと書いてあるところですが、ファクトシート作成とされたものを中心に、今、ファクトシート案を検討しておりまして、さらに下の表のA－ハ、ニの情報提供とされたものについても、年度内の作成を目標としてファクトシートづくりを検討しているところでございます。

現在の状況を報告いたしますと、A－イのほう、上のほうですが、これの1番目から4番目までと6番目の有機スズ、この5点につきまして現在、業者から素案が上がってきて、事務局内で整理しているところでございます。年内に作成すべく他省庁などと協議を進めていきたいというふうに考えてございます。また、下のハ、ニにつきましては、あと、A－イの5番目の放射線照射食品もそうですが、年内いっばいで業者から素案が上がってくる予定でございますので、そういったものをベースに、年度内にファクトシートをまとめるべく努めてまいりたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

**○早川座長** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたらどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

**○阿南専門委員** 昨年度の自ら評価の情報提供をしているわけなのですが、ことし、リストアップされたものも同じような形で情報提供の仕方を考えて、追加していってもらおうと消費者にとってはありがたいので、御検討いただきたいと思います。

**○早川座長** それは、ぜひ、お願いしたいと思います。最終的に2月に検討する自ら評価案件、実際に具体的に上がるかどうかは別にしまして、その他、今日、出てきたいろんな案件について事後措置をしっかりとやっていくということは、昨年と同じように対応していただけるという理解でよろしいですね。

○井原総務課長 国民への情報提供ということで、有効に活用させていきたいと思っております。

○早川座長 よろしいですか。

それでは、その他の議事として事務局のほうから何かございますでしょうか。

○井原総務課長 時間が経過しておりまして恐縮でございますが、資料5につきまして、9月2日の緊急時対応専門調査会でいただいていた宿題がございますので、それについて説明させていただければと思います。

○本郷情報・緊急時対応課長 時間が押しているところ、大変申しわけございませんが、資料5に基づきまして報告させていただきます。ただいま紹介がありましたように、9月2日に開催しました第33回緊急時対応専門調査会において、専門委員から指摘を受けた緊急時の対応についてまとめた資料でございます。緊急時対応について、急にここでお話ししてもぴんとこない方がたくさんいらっしゃるかと思いますので、裏の参考をござんいただきますしたいと思います。

1のところにありますように、緊急時対応専門調査会についての簡単な説明でございます。食品摂取による重大な健康被害に係る緊急時対応のあり方について審議を行う調査会であって、主な審議事項はここに書いてあるとおりでございます。

2にありますように、9月2日に開催した調査会における審議内容でございますが、当初は3月14日に開催する予定でしたが、11日に地震がございまして延期されまして、9月2日に開催されたという経緯がございます。なお、冒頭にも説明がありましたけれども、3月30日にはリスクコミュニケーション専門調査会との合同調査会を開催しているところでございます。9月2日に審議した内容は、下に5つほど丸で書いてございますけれども、緊急時対応訓練の結果についての検証などを行っております。その際に指摘を受けたのが、1つ前のページに戻っていただいたところに書いてあるものでございます。

石川委員からの御指摘ですが、国民に向けて特に緊急的な情報提供が必要な場合には、テレビテロップ等を使った能動的な情報提供の活用も検討すべきではないかとの指摘をいただいております。その対応といたしましては、関係省庁の対応とも調整の上、必要に応じ、ニュース速報等の迅速かつ効果的な情報提供手段を活用する、それから食品安全委員会として伝えるべき情報が正確に報道されるよう、引き続き、緊急時対応訓練を実施する。ただし、ニュース速報で情報を取り扱うか否かは、一義的にはメディア側が判断することでございます。メディアに情報の緊急性や重要性を正しく伝える技術の習得を含めた訓練をするということで、対応させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、小泉委員からいただいた御指摘ですが、食品安全委員会が被災するなど電

源が全喪失した場合に緊急的な情報提供、すなわちホームページによる情報提供が可能な体制が必要ではないかとの指摘をいただいております。対応でございますが、食品安全委員会の電源が喪失した場合には、予備電源を備えたサーバー、これはシステム管理会社が保有しているものでございます。これを利用してホームページ作成作業を継続実施するというにしたいと考えております。なお、情報作成に必要なデータや資料はデータベース化し、有事においても利用可能なように情報セキュリティに留意の上、持ち運び可能な電子媒体等に保存しているところでございます。

説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。どうぞ。

○中本専門委員 私は栄養指導を病院のほうで行っておりますが、今回の震災のときに放射能の件で、あれは食べていいのか、これは食べていいのか、だめなのかということをしごく一つ一つについて細かく質問を受けましたが、なかなか情報の伝達が遅くて、かつ出てきた情報がすごく小難しく、全く国民には伝わっていないような、そういう感じをお受けしました。緊急時に伝えていただく情報に関しては、国民に分かりやすく伝えていただけるような形にさせていただけるとありがたく思います。

以上です。

○早川座長 何かございますか。

○新本リスクコミュニケーション官 同様の御意見もいただいておりますので、そこは分かりやすさに留意しながら、かつ正確な情報の提供に努めてまいりたいと思います。なお、今回の原発事故の関連におきましては、食品安全委員会のホームページで速やかな情報提供に努めさせていただきましたので、今後とも、そういう事態においては迅速性も留意しながら、分かりやすく情報提供に努めてまいりたいというふうに思っています。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、ほかにどなたか。よろしいですか。

それでは、少し不手際により遅くなっておりますけれども、本日の議事はこれですべて終了ということでございます。

次回の日程につきましてどのようになっているか、事務局のほうからお願いいたします。

○井原総務課長 次回の当専門調査会につきましては、2月を予定しておりますが、その

際は 24 年度の運営計画案、それから、本日、御審議いただきました自ら評価案件の候補の選定、それから、リスコミ関係として今年度の実施状況と 24 年度の実施について、それから、緊急時対応の関係として平成 23 年度対応訓練の結果と次年度 24 年度の対応訓練計画案について、御審議いただきたいと考えております。日程につきましては、また、後ほど事務局より連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして企画等専門調査会第 1 回会合を閉会いたします。

どうも熱心な御討論をありがとうございました。